計における最も代表的な職種の職員に適用される給料表に係る職種について作成すること。 ［9・10　略］	会計における最も代表的な職種の職員に適用される給料表に係る職種について作成すること。 ［9・10　同左］	
備考　表中の［　］の記載は注記である。		

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成三十二年四月一日から施行し、平成三十二年度の事業年度から適用する。

（経過措置）

2　この省令の施行の日以後に平成三十二年度の予算に関して議会に提出される給与費明細書については、この省令による改正後の様式によることができる。

○総務省令第三十三号

統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十四号）の施行に伴い、並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十八条第二項並びに第三十八条第一項及び第二項の規定に基づき、独立行政法人統計センターに関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

総務大臣　石田　真敏

独立行政法人統計センターに関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人統計センターに関する省令（平成十五年総務省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の第一表及び第二表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

第一表

改正後	改正前
（財務諸表） **第十二条**　センターに係る通則法第三十八条第一項に規定する主務省令で定める書類は、独立行政法人会計基準に定める行政コスト計算書、純資産変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。 （事業報告書の作成） **第十三条**　センターに係る通則法第三十八条第二項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。 2　事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一　センターの目的及び業務内容	（財務諸表） **第十二条**　センターに係る通則法第三十八条第一項に規定する主務省令で定める書類は、独立行政法人会計基準に定めるキャッシュ・フロー計算書及び行政サービス実施コスト計算書とする。 （事業報告書の作成） **第十三条**　センターに係る通則法第三十八条第二項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。 2　事業報告書は、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。 一　センターに関する基礎的な情報
二　国の政策におけるセンターの位置付け及び役割 三　年度目標の概要 四　センターの長の理念並びに運営上の方針及び戦略 五　事業計画の概要 六　持続的に適正なサービスを提供するための源泉 七　業務運営上の課題及びリスクの状況並びにその対応策 八　業績の適正な評価に資する情報 九　業務の成果及び当該業務に要した資源 十　予算及び決算の概要 十一　財務諸表の要約 十二　財務状態及び運営状況のセンターの長による説明 十三　内部統制の運用状況 十四　センターに関する基礎的な情報	
［削る］	
イ　目的、業務内容、沿革、設立に係る根拠法、主務大臣、組織図その他のセンターの概要 ロ　事務所（従たる事務所を含む。）の所在地 ハ　資本金の額及び出資者ごとの出資額（前事業年度末からのそれぞれの増減を含む。） ニ　役員の氏名、役職、任期、担当及び経歴 ホ　常勤職員の数（前事業年度末からの増減を含む。）及び平均年齢並びにセンターへの転入者の数 二　財務諸表の要約 三　財務情報 イ　財務諸表に記載された事項の概要 ロ　重要な施設等の整備等の状況 ハ　予算及び決算の概要 ニ　経費の削減及び効率化に関する目標及びその達成状況 四　事業に関する説明 イ　財源の内訳 ロ　財務情報及び業務の実績に基づく説明	
3　事業報告書には、通則法第三十五条の十に規定する事業計画に記載されたセグメント（センターを構成する一定の単位をいう。）ごとの予算に関する見積りと当該予算の執行実績を明らかにした資料を添付するものとする。	
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	